

○理容師法及び美容師法の運用について

(昭和53年12月5日:環指第149号 各都道府県知事あて厚生省環境衛生局長通知)

理容師法第1条第1項に規定する理容の行為及び美容師法第2条第1項に規定する美容の行為の範囲については、昭和23年12月8日衛発第382号厚生省公衆衛生局長通知をはじめたびたび通知してきたところであるが、近年における理容及び美容技術の変化、利用者の社会風俗の変化等に伴い、理容所又は美容所において行われる行為について種々疑義が生じている向きがあるため、今後は次により運用することとしたので、この旨十分御了知のうえ、貴管下営業者に対する指導につき遺憾のないようされたい。なお、昭和23年12月8日衛発第382号厚生省公衆衛生局長通知「理容師法の運用に関する件」のうち第2項は削除し、昭和30年10月6日衛環第74号福岡県衛生部長宛厚生省環境衛生課長回答及び昭和49年2月21日環衛第39号鹿児島県知事宛厚生省環境衛生局長回答は撤回する。

記

- 1 理容又は美容には、それぞれ理容師法第1条第1項又は美容師法第2条第1項に明示する行為のほかこれに準ずる行為及びこれらに附随した行為が一定の範囲内で含まれるものであり、理容師又は美容師は、それぞれこれらの行為を業として行い得るものであること。
- 2 1の趣旨にもとづき、理容師のコールドパーマメントウエーブに関する行為及び美容師のカットングに関する行為並びに染毛については、次により取り扱うものであること。
 - (1) 理容師の行うコールドパーマメントウエーブについて
理容師が、刈込み等の行為に伴う理容行為の一環として男子に対し仕上げを目的とするコールドパーマメントウエーブを行うことは差し支えないが、これ以外のコールドパーマメントウエーブは行ってはならないこと。
 - (2) 美容師の行うカットングについて
美容師が、コールドパーマメントウエーブ等の行為に伴う美容行為の一環として、カットングを行うことは、その対象の性別の如何を問わず差し支えないこと。また、女性に対するカットングは、コールドパーマメントウエーブ等の行為との関連の有無にかかわらず行って差し支えないこと。
しかし、これ以外のカットングは行ってはならないこと。
 - (3) 染毛について
染毛は、理容師法第1条第1項及び美容師法第2条第1項に明示する行為に準ずる行為であるので、理容師又は美容師でなければこれを業として行ってはならないこと。
- 3 店頭等における表示においては、2に反する文言は使用しないよう指導されたいこと。
なお、その詳細は追って通知する予定であること。